

山口市公益通報事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、労働者等からの山口市への公益通報に関し必要な事項を定め、労働者等の保護を図るとともに、市民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって市民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「労働者等」とは、通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者又は退職後1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は退職後1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は退職後1年以内に当該労働者であった者、当該事業者の役員をいう。ただし、山口市職員等（職員及び市が他の事業者との契約に基づいて事業等を行う場合における当該事業に従事する労働者）は除くものとする。

- 2 この要綱において「公益通報」とは、公益通報者保護法（以下「法」という。）第2条第3項に規定する通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合又は通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、法第3条第2号に掲げる事項を記載した書面を提出する場合の通報で、市長、教育委員会及び消防長（以下「市長等」という。）が通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限（以下「処分等をする権限」という。）を有するものをいう。
- 3 この要綱において「公益通報者」とは、公益通報を行った者をいう。
- 4 この要綱において「法令主管課等」とは、公益通報者保護法別表に規定されている法律の中で、市長等が処分等をする権限を有する行政機関とされている法律を所管する、山口市の機関をいう。

(公益通報者)

第3条 この要綱により公益通報を行える者は、労働者等とする。

(通報受付窓口)

第4条 法令主管課等は、労働者等から公益通報を受け付ける窓口及び通報に関連する相談に応じる窓口を設置する。

(公益通報)

第5条 公益通報は、面談、電話、ファックス、封書又は電子メールにより受け付ける。

(公益通報の処理)

第6条 法令主管課等の長は、公益通報の受付、調査等を行うための調査担当を置く。

- 2 法令主管課等の長は、公益通報を受けた場合、調査の必要があると認めるときは、調査の開始を調査担当に指示するものとする。
- 3 法令主管課等の長は、通報内容となる事実について、市長等に処分等をする権限がないときは権限を有する行政機関を、通報者に対し遅滞なく教示しなければならない。
- 4 法令主管課等の長は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を、通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。
- 5 法令主管課等の長は、調査の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。
- 6 法令主管課等の長は、公益通報に係る調査の結果及び措置について、公益通報者に対し通知するよう努めなければならない。
- 7 法令主管課等の長は、調査の結果及び措置について、市長に報告するものとする。

(秘密保持の徹底、利益相反関係の排除)

第7条 通報処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(通報関連資料の管理)

第8条 法令主管課等の長は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、通報者の秘密保持に配慮し、適切な方法で管理しなければならない。

(協力義務)

第9条 法令主管課等の長は、国、都道府県及び他の市町村等公の機関から調査等の協力を求められたときは、可能な限り必要な協力を行わなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めのあるもののほか、公益通報に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。